# フレックスタイム制に関する協定

四国ガス株式会社と四国ガス労働組合は、就業規則第30条及び準社員就業規則第22条に定めるフレックスタイム制に関して、次の通り協定する。

記

#### (対象となる労働者の範囲)

第1条 出向者・生産グループ所属者・交替勤務者・シフト勤務者・乗務員・時間給者・ 1日の所定労働時間が7時間以下の者・入社1年目の者を除く従業員であって、 本人がフレックスタイム勤務を希望し、かつ上司が認めた者

## (清算期間)

第2条 清算期間は、毎月1日から末日までの1ヶ月間とする。

## (清算期間における基準労働時間)

第3条 2025年度における清算期間中に労働すべき基準労働時間は、下表の通りとする。

#### ▼年間所定労働時間が1,886時間の者

4月	5月	6月	7月	8月	9月
164時間	148時間	164時間	171時間	156時間	156時間
10月	11月	12月	1月	2月	3月
171時間	140時間	164時間	148時間	140時間	164時間

#### ▼年間所定労働時間の定めがない者

4月	5月	6月	7月	8月	9月
161 時間 00 分	145 時間 40 分	161 時間 00 分	168 時間 40 分	153時間20分	153 時間 20 分
10月	11月	12月	1月	2月	3月
168 時間 40 分	138 時間 00 分	161 時間 00 分	145 時間 40 分	138時間00分	161 時間 00 分

#### ▼ピポットスタッフ

(今治ピポット)

1						
	4月	5月	6月	7月	8月	9月
	- / -		0 / 4	• / 4	0 / 1	0 / 1
	161 時間 00 分	145 時間 40 分	161 時間 00 分	168 時間 40 分	145時間40分	161 時間 00 分
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	4 0 / 4	<u> </u>	/ J	- / -		0 / 1
	168 時間 40 分	161 時間 00 分	145 時間 40 分	145 時間 40 分	153時間20分	168 時間 40 分

#### (松山ピポット)

4月	5月	6月	7月	8月	9月
153 時間 20 分	153時間20分	161 時間 00 分	161 時間 00 分	145 時間 40 分	161時間00分
10月	11月	12月	1月	2月	3月
168 時間 40 分	153時間20分	145 時間 40 分	153 時間 20 分	153 時間 20 分	176時間20分

## (1日の標準労働時間)

第4条 標準となる1日の労働時間は7時間40分とし、年次有給休暇については7時間40分の労働とみなし取り扱う。

## (コアタイム)

第5条 コアタイムは午前10時から午後3時までとし、正午から午後1時までは休憩時間 とする。

但し、ピポットスタッフの休憩時間は原則として午後1時から午後2時までとする。 この時間帯は、所属上長の承認がないかぎり、所定の労働に従事しなければならない。

## (フレキシブルタイム)

第6条 フレキシブルタイムは、次の通りとする。

始業時間帯 午前7時から午前10時 終業時間帯 午後3時から午後8時

7:00 -	10:00 -	正午 -	13:00 -	15:00 - 20:00
フレキシブ	コアタイム	休憩	コアタイ	フレキシブルタイ
ルタイム			A	<u>م</u>

但し、ピポットスタッフの休憩時間は原則として午後1時から午後2時までとする。

フレックスタイム制が適用される職員の始業および終業の時刻については、フレキシブルタイムの中で自主的に判断し決定する。但し、業務上、支障が生じる場合等については、グループマネージャーが勤務調整を行ない、出勤・退勤時間の変更を命じる場合がある。

#### (半日有給休暇の取扱い)

第7条 フレックス制における半日有給休暇は次の通りとする。

午前8時30分から正午 (午前)

午前10時から正午、午後1時から午後3時 (コアタイム)

午後1時から午後5時10分 (午後)

ピポットスタッフのフレックス制における半日有給休暇は次の通りとする。 午前9時30分から午後1時 (午前) 午前10時から午後1時、午後2時から午後3時 (コアタイム) 午後2時から午後6時10分 (午後)

## (超過時間の取扱い)

第8条 一清算期間の実労働時間が第3条の基準労働時間を超過した場合は、超過した時間 に対して給与規程第7条に定める割増賃金を支給する。

#### (不足時間の取扱い)

第9条 一清算期間の実労働時間が第3条の基準労働時間に満たなかった場合は、当該時間 について月間法定労働時間の範囲内で翌月の労働時間にて清算することができる。 但し、清算できなかった時間は欠勤扱いとする。

## (有効期間)

第10条 この協定の有効期間は2025年4月1日から1年間とする。

2025年3月24日

四 国 ガ ス 取締役執行役員 管 理 本 部 長



太郎



四 国 ガ ス 労執 行 委 員 長



年